

広島県告示第九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、令和六年二月十五日までの間、縦覧に供する。

令和六年二月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

下千鳥小奴可停車場線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
庄原市東城町小奴可字三門二六六八番一地从先から 庄原市東城町小奴可字三門二六六二番三地从先まで	新	四・五〇〇 〇・〇〇	六五七・七〇	
庄原市東城町小奴可字三門二六六八番一地从先から 庄原市東城町小奴可字三門二六五九番五地从先まで	旧	四・五〇〇 〇・〇〇	六五七・七〇	
庄原市東城町小奴可字三門二六六二番三地从先から 庄原市東城町小奴可字三門二六六二番三地从先まで	旧	三・五〇〇 七・〇〇	一三二・四〇	
庄原市東城町小奴可字三門二六六二番三地从先から 庄原市東城町小奴可字三門二六六二番三地从先まで	旧	三・五〇〇 九・〇〇	九四・七〇	
庄原市東城町小奴可字三門二六六八番一地从先から 庄原市東城町小奴可字三門二六五九番五地从先まで	新	四・五〇〇 〇・〇〇	六五七・七〇	ダブルウェイ解除（一般国道三二四号、県道小奴可停車場線と一部重複） 不要物件延長 九四・七〇 メートル 一三二・四〇 メートル